

マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用できます

＜被保険者証(健康保険証)について＞

マイナンバーカードをお持ちの方でマイナ保険証の登録をされている方はマイナンバーカードを保険証(以下、「マイナ保険証」という。)として利用することが可能です。

また、マイナ保険証の対象となるものは、「国民健康保険証」、「社会保険証」、「後期高齢者保険証」などの被保険者証となります。

＜オンライン資格確認とは＞

マイナンバーカードを専用のネットワークで読み込むことで、患者さんの資格情報(加入している健康保険情報など)をオンラインで確認することができる仕組みです。

＜オンライン資格確認で変わる事＞

マイナ保険証のオンライン資格確認により、市町村等で申請や手続きを行う必要のあった「限度額認定証の手続き」が不要となります。

さらに、マイナ保険証をお持ちの場合、患者さんの同意を得ることで「服薬情報」や「健診情報」なども確認できるため、より質の高い医療を受けることができます。

＜注意点＞

- ① マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくには事前の登録が必要となります。

登録方法は下記の厚生労働省のホームページやマイナポータルのリンクをご参照ください

- ② マイナ保険証を利用せず、従来の被保険者証(健康保険証)で受診した場合の診療費のご負担額が変わります。